

自己資本規制比率を記載した書面  
(2025年9月末)

あおぞら証券株式会社

本書面は金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、自己資本規制比率の状況を公衆の縦覧に供するものである。

固定化されていない自己資本		(A)	百万円
	市場リスク相当額		0
	取引先リスク相当額		115
	基礎的リスク相当額		281
	計	(B)	397
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100			%
			3094.5